

○総務省令第八十六号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月七日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

別記第一号様式 挿入

別記第二号様式 挿入

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則等の一部を改正する省令(次条において「新規則」という。)別記第一号様式は、この省令の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号。次条において「改正法」という。)附則第十二条第四項の規定により提出する申告書について適用し、施行日前に同項の規定により提出した申告書については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第三条 新規則別記第二号様式は、施行日以後に改正法附則第二十条第四項の規定により提出する申告書について適用し、施行日前に同項の規定により提出した申告書については、なお従前の例による。